



にのみや

広報

昭和44年12月号 No.82

1969年12月1日発行 全世帯配布

発行所 二宮町役場

神奈川県中郡二宮町二宮919番地

電話 0463 (71) 0767 (代表)

印刷所 二宮町(株)池田印刷所



釜野地区にも二宮団地

冬の日のやわらかい日差しを浴びながら、周囲の山々へブルドーザーなどがエンジンの音を響かせ、二宮団地敷地造成追加工事が行なわれています。

造成地は、現在の百合が丘1丁目の南側です。すぐ近くに山西釜野地区の家々が見えるところで、造成地の下を東海道新幹線が走っています。

総面積は、約46,500㎡。来年春の完成をめざして工事が着々と行なわれ、完成しますと約160戸の家屋が建てられる予定です。百合が丘は、この造成が終わると、約770,000㎡、約1,600戸になり、人口は5,500人になることでしょう。

町の人口

(11月1日現在)

総人口	20,822人
男	10,363
女	10,459
有権者数	13,738
世帯数	5,282
面積	8.96 Km ²
人口密度	2,324

歳末になり人心のあわただしさと生活の忙がしさの中で、火気取り扱いの不注意による火災発生が予想されます。町消防団は、歳末特別警戒として、全消防機関を動員、いつでも出動できる体制をとっています。

主要な所として看板の掲出、有線放送、駅構内の街頭放送、指令車による巡回

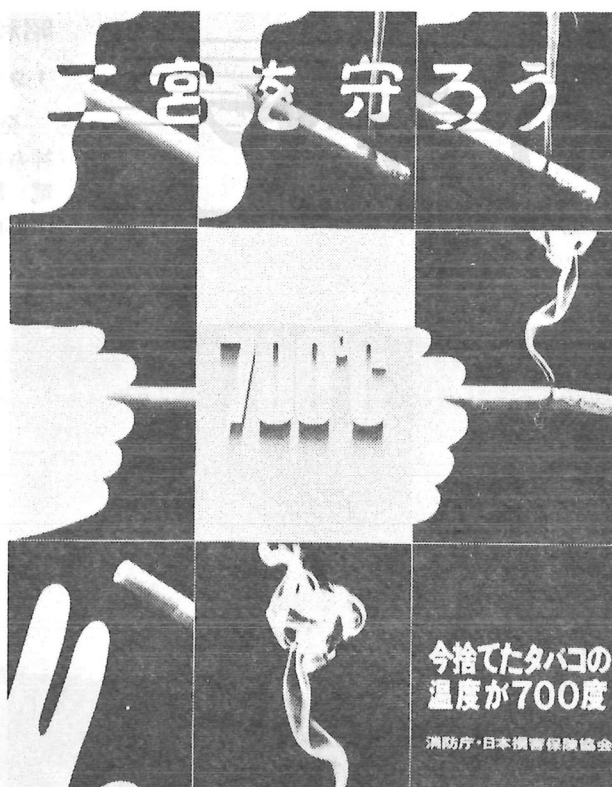
火災予防指導や消防機械器具の点検整備、消防水利の確保、消防進入路の確保また警戒中は午後九時に火災予防の呼びかけにサイレンの吹鳴などを実施し、思いがけない災害に備え、町民のみなさんにも火に対しての恐ろしさを知り、火災防止を呼びかけます。

特別警戒中の重点項目を

次の二点におきます。

●たばこに関する注意事項
①たばこは灰皿のある所で吸う②寝たばこは、火災の原因になるのでやめる③たばこを紙くず、枯草などの燃えやすい所に投げすてにしない。

●石油ストーブなどの注意事項……①使用中には燃料を補給するのをやめる②燃料器具の不



良か所は早く修理する
③燃料を補給してこぼれた油は良くふきとる
④石油ストーブは使用中に移動しない。また障子、からかみ、カーテンの附近での使用は危険です。

◎防火心得五力条

- ① 火災の原因で一番多いのがたばこの火の不始末です。その次がたき火、こども火遊びです。
- ② 火事になったらまず119番 近所の人にも手伝っ

てもらい、通報を忘れないようにしましょう。

◎火災予防に協力

- ③ 避難の方法を考えておきましょう。
 - ④ 煙は火災よりもおそろしいものです。
 - ⑤ みんなで実際に消火や避難練習を行ないましょう。
- 火災予防は特別の勇氣も努力も必要としません。私たち一人一人が火に対する注意を生活の中に習慣づけることが火災を予防するの大切なことです。

一消防団員の非常召集訓練

十一月二十六日午後六時

「こんな時は

届け出を」

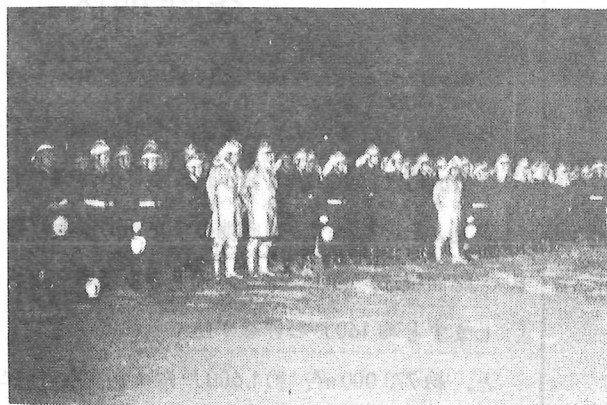
①やけどをしないで煙により窒息死する人が多くなっ

ています。避難のときに煙の流れには特に注意いたしましょう。

②ガソリンや石油など引火性の早いものを貯蔵したり取扱う場合など役場に届け



非常召集訓練を終えて!!



消 火 活 動

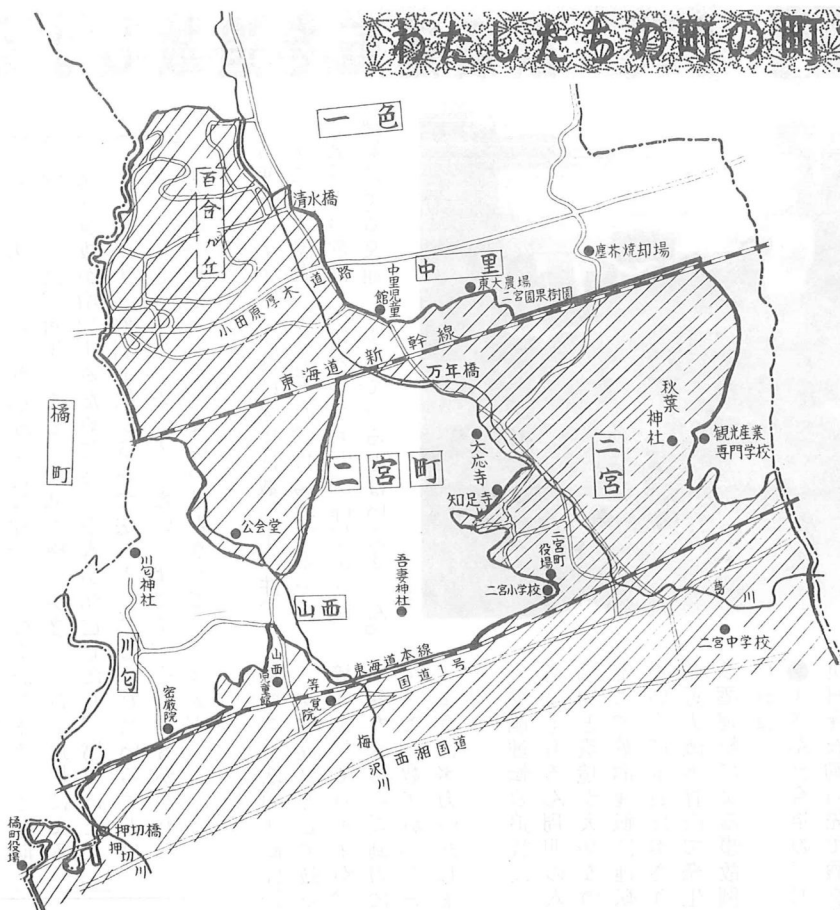


私たちの町の町づくりのねらい

人口増加による都市化に対処して、計画的な町政の運営を行なうことにより「健康で文化的な住宅地実現のために」を目標として、豊かで住みよい生活環境をつ

くるためと、住民の所得水準の向上をはかり、計画的な行財政運営を実施して、各種公害、過密化の弊害を未然に防除し、社会公共施設を充実して住民の福祉向上をはかります。そこで、開発の公共性を重視し、地域開発に住民の参加を前提として次の各項目について重点的な施策をとります。

第一には過密化にともなう弊害の除去と予防です。無秩序な都市化は、多くの公害をもたらします。そこで無計画な人口誘致策をとらず生活環境整備と共に、調和のある人口定着の方向をとるべきです。所得水準の向上と共に地域的にも格差のない秩序ある市街地を建設し、都市施設の整備促進そして、住民への福祉向上



二宮町の区域区分図（県の確定素案）太線内は市街化区域

をはかります。そのためには、積極的に各方面より資金の導入をはかり、環境を整備し、無秩序な市街地の発展を阻止し、景観との調和をはかれない場合には、地域開発規制もやむをえません。次に計画の各項目については……

- ①すべての町民が理想的な住宅を持つことで住宅難を解消し、新規流入人口定着の基盤整備を推進します。
- ②街路、下水道、宅地などには計画的な都市基盤整備をはかり、合理的な土地利用で市街地を育成する。
- ③道路、橋りょう、通信輸送の拡充整備により、住民の利便をはかり、町の発展を推進します。
- ④社会保障の充実をはかりさらに老人、身障者、母子対策事業をします。
- ⑤ごみ、し尿処理施設などの清掃施設を完備し、環境衛生を強化します。
- ⑥防災体制を確立し、消防施設を整備して、都市化による各種公害をなくします

●教育文化の向上

今後の町の産業振興、人口定着には、教育の問題が基本になります。人間をとりまく社会のきびしい現実と変化に対して、教育の場の整備をはじめとして豊かな情操と広い知識をもち、

心身共に健全な人間形成を目標に学校教育、社会教育の徹底をいたします。

●産業の振興

当町の産業の動向を見てもみすと、第一次から第二次、第三次産業への移行が激しく、調和のとれた発展を目標に、産業基盤の整備拡充をします。

●県の公聴会を開催します

日時 1月14日（水）
9時30分～11時30分
場所 二宮町公民館

○詳しくは、先日配布しました「新しい都市計画のお知らせ」をご覧ください。

◆新しい保険証に変わります◆

現在町の国民健康保険に加入している方が使用している黄色の保険証は、ことしいっぱい、使用できません。期限切れ前に新しい桃色の保険証をお届けいたしますので、今までの黄色の保険証は必ず、昭和四十五年一月三十一日までに係までお返しください。ただし、新しい保険証が手違いなどで届かないときは、ご連絡ください。（医者にかかるときは、必ず保険証を提出するように守りましょう）

心配ごと相談室

12月 5日（金）公民館
午前10時～12時
12月13日（土）百合が丘公会堂
午後1時～3時
12月17日（水）公民館
午前10時～午後3時

みんなで防犯・明るく年始め

年末年始の特別警戒……12月1日～1月7日

◇年末・年始は特に出かけることが多くなりがちです。その時は近所に一言声をかけましょう◇この機会にわが家の防犯診断をしてみましょう◇出入口などには補助錠や防犯ベルを取りつけましょう◇押し売り、たかり、酔っ払いのいやがらせなども多くなります。注意しましょう。





飲酒運転を追放しよう

ことしも十二月十一日から来年一月十日までの間、県下一せいに年末年始の「飲酒運転追放運動」が行なわれます。この期間は忘年会、新年会などで飲酒の機会が多く、飲酒運転による交通事故が増加するために多くの人が死亡したり、傷ついたりしています。飲酒運転が危険で法により禁じられていることは、だれ一人として知らない人はいないはずですが、それにもかかわらず飲酒運転がなくならないのはどうしてでしょう。

今年一月～十月までの大磯警署管内の飲酒運転による交通

事故は発生件数二十一件、死者一人、負傷者二十一人になっており、昨年より減少しているとはいえません。

警察でも飲酒運転は最も悪い交通違反として厳重な取締りをしていますが、町民のみなさんご協力によって、この数字が「0」になるように努力いたしましょう。

飲酒運転の追放は、運転者はもちろん周囲の人々の協力と環境が大切なのです。そこで飲酒運転は運転をしない人にも責任があります。最近大磯署管内で発生した飲酒運転による事故例をあげれば

●Aさんは今年の三月二十九日深夜勤め先で酒を飲み乗用車を運転、帰宅途中大磯の国道で理由なく中心線を越えて暴走し、対向の大型トラックに正面衝突し即死してしまいました。

●Bさんは今年の四月十一日午後九時五十分頃友人三人と酒を飲み、乗用者に乘せて二宮団地内の道路を七キロメートルで走ったため交差点でまがり切れず土手に衝突し、四人とも重傷のけがをしてしまいました。

このように運転をする人が、少しぐらいは飲んでもだいじょうぶといった軽い気持ちで運転をし、自分はもちろんなんの罪もない人々の尊い生命がその犠牲となり、家族の一生をみじめなものにしてしまいます。

「飲酒運転をなくすこと」

そのためにはわたしたちの社会の飲酒についての古いしきたりをこの時に徹底的に改める必要があります。そして目標を「酒と車の運転のつながりをちぎる」ことにおくことです。この目標に向かって運転者はもちろんのこと家庭も、職場も、酒を売る店も、すべての人々が、この誤った習慣をただし飲酒運転が罪悪であることを認識することが必要です。

●運転者の方へ
○酒を飲んだ時は、絶対に運転しない
○家庭のみなさんへ
○運転をする人には、絶対に酒を飲ませない。
○酒を飲んだ人には、絶対に運転をさせない。
○車できた客には、酒をださない。

●雇い主・管理者の方へ
○運転をする人には、絶対に酒を飲ませない。
○酒を飲んだ人には、絶対に運転をさせない。

◎酒類提供者の方へ

○車を運転してきた客には、酒類の提供は絶対にしない。
○酔って車を運転しようとする客にはタクシーなどで帰すようにすすめる。

◎防犯灯31基新設

町では、12月いっぱいには町内の夜間暗いかしに防犯灯を31基新設します。このうち5基は東電寄贈のもです。

形式は、東電柱取付型20W 螢光灯(13基)と木柱60W 白熱灯(18基)です。

◎物品税のしおり

宝石(ダイヤモンド・ルビー・真珠など)またはこれらの製品を買われる方はぜひご注意を!!

税務署では、悪質な業者を追放するために正規の業者に対しては、「第一種物品販売業証明書」を発行していますから、お買い求めの場合は、この証明書の提示を求めるようになされば被害はまぬがれます。

年賀状には

必ず郵便番号を

郵便番号は

住所の一部です

季節だよ!!



一日と寒さはきびしくなります。来年は来年はと暮れにけり……などといまさらぐちをいって仕方がありません。とうとうことしもぎりぎりまで来てしまったことです。子供の冬休みが始まります。遊びに夢中になつていて交通事故をおこす例が多いそうです。とくに低学年の児童に多いです。

★

十二月は一年の総決算の月です。新しい年を迎える準備はとどのいましたか。

日本の家屋は開放的にできていますから、いくら障子やふすまをびったりしめても、室内の暖気は外へ逃げてしまいます。このすきま風を防ぐにはふだんあまりあけたてしない障子やふすまのすき間に目張りをするのです。おへやを暖かくするには、このうえに、厚地のカーテンで仕切れば暖房効果はさらに増します。それに、案外忘れているのが台所やふろ場の防寒装置ではないでしょうか。

不在者投票の手続きについて

衆議院が解散、二十七日

総選挙という事で日々の新聞記事をにぎわせています。国県町のいずれの選挙においても一人でも多く国民の権利行使のため、投票日の当日投票に行けない人達のために不在者投票という制度があります。有権者はだれでも一定の期日に制限のもとで不在者投票ができます。この手続きについて簡単に説明しましょう。

不在者投票ができる期間

選挙の公示または告示の日から投票日の前日まで、毎日午前八時三十分～午後五時まで、その町の選挙管理委員会の指定した場所（通常役場内）で日曜、祭日もできます。

不在者投票が認められる理由

①選挙人がその属する町の区域外で、投票日当日に職務または業務に従事中である場合。（交通機関乗務員など）

②やむを得ない用務または事故のためその属する町の区域外に旅行中、または滞在中であること。（会社用

務で出張など）

③疾病、負傷、妊娠、老衰不具または産褥中であるため歩行が著しく困難であるとき。（妊婦以外の理由の場合）

④交通至難な島その他で命令で定められた地域に居住または滞在中もしくは職務業務に従事中の者。

⑤選挙人がその属する投票区の属する県議会議員の選挙区外（本町では中郡以外）の区域に居住中であるとき。以上の五項目のいずれかに該当していますと手続きをとれば、だれでもできます。その他名簿登録日前三カ月以内に本町内に転入された方は、前居住地の選管に投票用紙の請求をして本町選管で前記の時間内であれば、同様に投票できます。不在者投票はだれでも簡単にできますが、それぞれ提出証明書または理由に定めがありますので、不在者投票を希望される方は電話でも結構です。選挙管理委員会（役場内）へご相談ください。

「よい行ない」の青少年をお知らせください

勇気のある青少年や親切なよい子、感心なグループなどありましたらお知らせください。町では「青少年のよい行ないをほめたたえる運動」を年間を通じて行なっています。そしてよい行ないをした青少年には記念品をさしあげ、その行ないをほめたたえます。



固定資産に養島宣氏
評審委
九月定例町議会で町固定地区の民生委員または住民課福祉係までお知らせください。

資産評価審査委員会の新委員に中里一〇六番地養島宣太郎氏（58才）を選任しました。任期は三年。

町酒商組合から寄附

年末助け合いなどその他の募金、寄付につきまして、毎年各方面の方々にご協力をいただいておりますが、町酒商組合（秋山組合長他十七店）より、お客様へのお年玉の代わりとして金一封を前年に引き続き、町教育施設の一部に使われるように寄付されました。

設定について

町税の納税義務者が、なにかの理由で転出される場合（当町に固定資産をお持ちで転出される方、町外へ一定の期間仕事の関係などで転出される方）は、納税に関するすべての手続きなどを簡単にするために、当町に居住している方の中から納税管理人を立てる制度があります。（この場合の多くは納税者の親族関係その他）詳しくは役場税務課まで。

町税のしおり

③知っておくべきこと

●不動産所有者の住所変更手続きについて
次の点についてご注意ください。

△登記済不動産（土地、家屋）の場合
転出地の役所で住民票を一通受け、家屋調査士により登記所で変更手続きをしてください。ただし誤った地番などで登記した場合は、「不在籍証明書」が必要に

なります。
△未登記不動産の場合
まず転出先の住所を、現在居住している役所に必ず届け出てください。転出先より更に転出する時も必ず連絡をとってください。

この届け出は、不動産のある役所あてになりますので、物件の所在地などまた新住所を明確にお知らせください。したがって、転出転入の場合には、忘れずに不動産のある役所に必ず連絡をとってください。

●町税（固、町、軽、その他）に対する納税管理人の

台所は主婦の城です。ぜひひくふうしてあたたかく仕事をしやすくしたいものです。ふる場の窓にもビニールのカーテンなどをつければぐっと暖かになります。

★

寒い戸外の仕事や、お勤めから帰ってくる家族のために、温かい食事を用意してあげましょう。冬はとくにカロリーの高い、からだのあたたまる食事を心がけるようにしたいものです。よく、「寒いからいっぱいやろうか」と、でもお酒の成分としてカロリーはあってもエネルギー源としては栄養のないものとみてさしつかえありません。

★

年末になると衣類のボタン、ほころびなどが忙がしさの中でつい忘れがちになります。衣類の点検をお忘れなく、あの暑い夏の日、二度も三度もできたせんとく、その合い間に昼寝もできたのに……。主婦にとっては年末ほどいやなものはないでしょう。一家を預かる主婦になって思い出し、てみるとまるでウソのようです。お正月を楽しく迎えるためにがんばらなければなりません。

広報メモ



■年末助け合いに
今年もご協力を

十月に実施しました赤い羽根につきましては、ご協力ありがとうございました。今年も十二月一日より全国一せいに「年末助け合い運動」が行なわれます。「年末助け合い」につきましては、毎年深いご理解と各方面より多数の金品を寄せられ、昨年は町内六十世帯及び事情のある長期入院療養者二十七人、ねたきり老人二十一人、一施設などに少しでも明るいお正月を迎えていただくことにしました。

今年もあたたかい善意で協力くださいますようお願いいたします。

引揚者特別交付金

の請求はお済みですか
外地に終戦日まで引き続き一年以上生活の本拠を有して、まだ引揚者特別

交付金を未請求の方はやめに請求してください。
昭和四十五年三月三十一日
で時効になります。詳しくことは住民課福祉係まで。

■婦人学級と
体力テストを実施

婦人の教養を高め、体力づくりを推進しようと教育委員会では、婦人学級の開講や体力テストを実施しています。

二宮婦人学級は十一月十四日、十二月十五日まで週一回ずつ、町政のこと、健康管理、人間関係について学習しており、また一色小学校区ではPTAを対象に文部省委嘱の婦人学級を九

「ご存じですか？」

検察審査会のしごと

町民のみなさんが日頃「詐欺」、「おどし」、「交通事故」などの被害にあって困って各方面に話してみたら納得のいく結論がでないこんな不満をもっている方はいませんか。こういう方は「泣き寝入りしないで検察審査会にご相談ください。」
▽検察審査会とは、民間人の代表十一人の審査員が、警察官の仕事のやり方を審査する制度です。

▽どんな仕事を
するか

不起訴処分をした
検察審査会は検察官の作った不起訴記録を調べたり、必要に応じて証人と呼んだり、実地見分などとして議決をします。その議決を参考にして検事正が事件を起訴すべきだと考えたときは起訴の手続がとられます。この審査会で審査した結果、検察官の不起訴処分が正しくないと言われたものも相当数あります。

月三日から十二月十六日まで毎週火曜日午前中、百合が丘公会堂で「家庭生活における主婦の役割」などについて、講義や話し合い学習を続け自主的な学級運営がされています。また来春四月に小学校入学児を持つ若いお母さん方を対象に、家庭教育学級も十一月十七日に開講し、家庭教育の意

年末年始のお知らせ

- ◇小、中学校の休み
12月25日～1月7日
- ◇衆議院議員総選挙投票日
12月27日(土)
- ◇役場の休み
12月28日～1月4日
じんかい収集は12月31日まで。1月5日より実施
- ◇消防歳末特別警戒
12月25日～31日
- ◇賀詞交換会
○とき 1月6日(火) 前10時30分
○ところ 二宮町公民館
- ◇出初式
○とき 1月7日(水) 前10時
○ところ 二宮小学校庭
- ◇成人式
○とき 1月15日(木) 前9時
○ところ 二宮町公民館

保健衛生だより

○百日咳・ジフテリア・破傷風

- オ1回 対象 昭44・1・1～6・30までに生まれた赤ちゃん
- オ2回 " 昭42・9・1～昭43・8・31までに生まれた赤ちゃん
- オ3回 対象 昭和45年度小学校入学児。ただし保育所・幼稚園児を除きます。

オ1回	オ2、3回	会 場	時 間
12月4日	12月9日	公 民 館	13:30
" 5日	" 12日	百合が丘公会堂	～14:50

○三才児健康診断

- 対象 昭40・7・1～昭41・6・30までの子供
- 時間 13:30～14:50
- 実施日程
12月9日 二宮小裁縫室 山西、川匂、梅沢
" 10日 百合が丘公会堂 百合が丘3丁目、一色
" 11日 " " 1、2丁目、中里
" 16日 二宮小裁縫室 二宮
- 通知がない方は、係まで連絡してください。

○三カ月児健康診断

- 対象 昭44・7・1～8・31までに生まれた赤ちゃん
- 12月23日 公民館 13:30～15:00
- 通知がない方は、係まで連絡してください。

○キツチンカーによる講習会

- 12月12日 神奈中ストア前 10:30～12:00

○畜犬登録と狂犬病予防注射の追加実施

- 実施日程
12月2日 百合が丘公会堂 10:00～12:00
" " 二宮町役場 13:00～15:00

○不用犬は引取ります

- 実施日程 12月22日
- 場所・時間 茶屋公会堂 10:00～10:05・吾妻神社前 10:08～10:13・中町公会堂 10:20～10:25・中里児童館 10:30～10:35・百合が丘公会堂 10:40～10:45・二宮町役場 10:55～11:00